

秋田市公共施設照明ＬＥＤ化に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

秋田市地球温暖化対策実行計画では、２０３０年度までに公共施設の照明設備のＬＥＤ化率１００％を目指しています。

また、「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」で蛍光灯の製造が２０２７年度までに廃止されることに伴い、公共施設の照明ＬＥＤ化が急務となっています。

こうした状況のもと、照明ＬＥＤ化の効率的かつ効果的な更新の手法や公募条件等を検討するために民間事業者との対話を実施するものです。

2 本調査の概要

(1) ＬＥＤ化の手法

ＬＥＤ化改修については蛍光灯製造等の段階的廃止による影響に対応するほか、改修後の電気使用量削減の効果が確実に得られることから、短期間で進めていく必要があるものと考えています。

しかしながら、本市は多数の施設を所有しており、施設ごとにＬＥＤ化しようとする場合、多額の費用と時間を要することから、財政負担を極力抑えつつ、早期にＬＥＤ化を実現する手法を検討しています。

(2) 検討対象施設

対象施設数	４１８施設
主な施設区分	観光・文化施設（２１）、スポーツ施設（２４）、コミュニティセンター等（４６）、保育所（３）、児童館等（２８）、学校（５３）、図書館（４）、その他（２３９）
照明器具数	約６３,０００台（ＬＥＤ以外）

※施設数及び器具数は現時点で検討中であり、今後変動する場合があります。

3 本調査の流れ

内容	日程
(1) 参加申込	令和7年10月15日（水）から 令和7年11月7日（金）まで
(2) 対話実施等の通知 対話シートの送付	令和7年11月中旬
(3) 対話資料の事前提出	対話の日の前日まで
(4) 対話の実施	令和7年11月下旬
(5) 結果公表	令和8年1月以降

(1) 参加申込

参加を希望する事業者は、令和7年11月7日（金）午後5時までに申請書（様式1）を電子メールにて提出してください。

件名は「【参加申込】サウンディング型市場調査（事業者名）」とし、メールアドレスは「7 申込・連絡先」を参照してください。

(2) 対話実施の通知

実施日を調整し、参加者へ個別に連絡します。合わせて5に示す対話テーマを記載した「対話シート」を、電子メールで通知します。

(3) 対話資料の事前提出

「対話シート」に意見等を記載し、対話の前日までに電子メールで提出してください。当日は対話シートに沿って説明していただいた後、市からの質問および意見交換をさせていただきます。

(4) 対話の実施

ア 実施時間 11月17日（月）から11月28日（金）の期間内に、9時から17時までの間で1時間程度を設定します。

イ 実施場所 秋田市役所庁舎内またはウェブ会議（Zoom）

(5) 結果の公表

市は本調査後、個別対話で得られた事業者意見等の結果を公表します。その際、事業者のノウハウ保護等のため、結果公表前に市と事業

者の間で公表内容を確認します。

4 参加事業者の条件等

参加することができる民間事業者は、本調査が対象とする事業に参加する意向があり、公共施設のＬＥＤ化に関する知見を有する法人または法人のグループで、次に掲げるすべての要件に該当する者としします。

- ア 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 市税（本市に対して納税義務のあるものに限る）に滞納がないこと。
- エ 秋田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

5 対話

主に次のテーマについて個別対話を実施します。

(1)	事業手法について	本市にとって効果的かつ効率的な事業手法について伺います。 ・手法の効果やその比較 ・事業体制 ・対象施設の優先度 等
(2)	公募に必要な情報について	公募する際に、どのような情報が必要であるか伺います。
(3)	事業完了までのスケジュールについて	２０３０年度までの事業完了が期待できるスケジュールについて、調査、調達、改修期間等のご意見を伺います。
(4)	市内事業者の活用について	本事業を実施するに当たっての市内事業者の活用についてご意見を伺います。
(5)	その他	上記以外のことについてご意見を伺います。

6 調査に関する留意事項

(1) 参加人数

出席する人数は1社又は1グループにつき、3名以内とします。

(2) 参加の扱い

本調査への参加の有無や調査における意見の内容は、実際の事業者選定には一切影響しません。

(3) 費用負担

本調査に関する書類作成・提出等にかかるすべての費用は、参加者の負担とします。

(4) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出資料は返却しません。本市が、事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類を使用することはありません。

ただし、公文書開示請求に対しては、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）の規定に基づきます。

(5) 本調査の実施後、別途追加で対話をお願いする場合があります。

7 申込・連絡先

秋田市総務部財産管理活用課公共施設管理室

担 当：児玉

所在地：〒010-8560

秋田市山王一丁目1-1

電 話：018-888-5441

メール：ro-gncm@city.akita.lg.jp